

II-2. 各加盟国の実施検討状況（フランス）

(1) 基礎情報（フランス）

① 農業概要（フランス）

フランスは欧州の主要な農業大国であり、農地面積は約 2,800 万 ha で国土の半分を占める。農業生産額は EU 域内で最も大きく、729 億ユーロに上る。特に生産額の大きい分野は、ワイン（13.2%）、牛乳（13.1%）、穀物（13%）、牛（9.9%）である²⁰。フランスの北部が農業地帯、パリ近郊や中央地域には穀倉地帯が広がる。他方で、南部の山岳地帯では畜産業が盛んであり、大半が条件不利地域である。

② EU 加盟国での立ち位置（フランス）

フランスは EU の中でも最も多く CAP 予算が割り当てられている国家である。EU 全体財源の 17.1% に当たる 662 億ユーロがフランス予算である。上述のとおり、農業大国であるフランスは独自の政策も有しており、EU 全体で見ても農業における影響力が大きい。

表 II-2-1 2021 年 CAP の予算割当（フランス）

(百万ユーロ)

| | EAGF (2021-2027年) | EAFRD (MFF) (2021-2027年) | EAFRD (NGEU) (2021-2022年) | 合計 | 割合 |
|-------------|----------------------|--------------------------------|---------------------------------|-----------------|--------------|
| ベルギー | 3,467.4 | 597.9 | 48.2 | 4,113.5 | 1.1% |
| ブルガリア | 5,853.6 | 2,037.6 | 201.9 | 8,093.1 | 2.1% |
| チェコ | 6,034.2 | 1,871.7 | 185.5 | 8,091.4 | 2.1% |
| デンマーク | 6,038.6 | 548.3 | 54.3 | 6,641.2 | 1.7% |
| ドイツ | 34,706.4 | 7,888.2 | 709.6 | 43,304.2 | 11.2% |
| エストニア | 1,354.1 | 635.6 | 63.0 | 2,052.7 | 0.5% |
| アイルランド | 8,304.4 | 2,250.4 | 189.7 | 10,744.5 | 2.8% |
| ギリシャ | 14,970.5 | 4,021.9 | 365.3 | 19,357.7 | 5.0% |
| スペイン | 37,422.3 | 7,801.7 | 717.7 | 45,941.7 | 11.9% |
| フランス | 54,815.1 | 10,539.0 | 866.8 | 66,220.9 | 17.1% |
| クロアチア | 2,610.5 | 2,146.9 | 201.7 | 4,959.1 | 1.3% |
| イタリア | 27,945.2 | 9,748.1 | 910.6 | 38,603.9 | 10.0% |
| キプロス | 366.0 | 171.7 | 11.5 | 549.2 | 0.1% |
| ラトビア | 2,409.5 | 848.5 | 84.1 | 3,342.1 | 0.9% |
| リトアニア | 4,058.6 | 1,411.7 | 139.9 | 5,610.2 | 1.5% |
| ルクセンブルグ | 229.4 | 88.9 | 8.8 | 327.1 | 0.1% |
| ハンガリー | 8,928.0 | 3,010.3 | 298.3 | 12,236.6 | 3.2% |
| マルタ | 32.3 | 144.3 | 8.8 | 185.4 | 0.0% |
| オランダ | 5,023.7 | 529.1 | 52.4 | 5,605.2 | 1.4% |
| オーストリア | 4,845.5 | 3,755.2 | 344.4 | 8,945.1 | 2.3% |
| ポーランド | 21,682.1 | 9,532.1 | 944.7 | 32,158.9 | 8.3% |
| ポルトガル | 5,468.1 | 3,903.4 | 353.5 | 9,725.0 | 2.5% |
| ルーマニア | 13,991.9 | 6,983.3 | 692.1 | 21,667.3 | 5.6% |
| スロベニア | 959.2 | 795.6 | 73.3 | 1,828.1 | 0.5% |
| スロヴァキア | 2,847.5 | 1,870.9 | 163.2 | 4,881.6 | 1.3% |
| フィンランド | 3,636.8 | 2,560.3 | 209.3 | 6,406.4 | 1.7% |
| スウェーデン | 4,807.0 | 1,530.1 | 151.6 | 6,488.7 | 1.7% |
| その他 | 8,280.6 | 218.6 | 20.2 | 8,519.4 | 2.2% |
| 合計 | 291,088.7 | 87,441.3 | 8,070.5 | 386,600.5 | 100.0% |

※NGEU=NextGenerationEU

(出所) 欧州委員会ウェブサイトより作成

²⁰ 欧州委員会, “At a glance: FRANCE’S CAP STRATEGIC PLAN”, 2022 年 9 月 5 日

(2) CAP 戦略計画概要（フランス）

① 検討経過（フランス）

フランス CAP 戦略計画は、2021 年 12 月 22 日に原案が欧州委員会に提出された。2022 年 8 月 4 日には、欧州委員会のコメントを踏まえて最終版が提出されており、8 月 31 日に欧州委員会による承認²¹を受けた。欧州委員会が最初に承認した 7 か国のうちの一つに含まれる。最終案の承認までには、4 月 22 日に公表された欧州委員会からの指摘を受け、修正作業が実施された。

② 予算概要（フランス）

1) 2021 年 CAP 予算(フランス)

フランスには、EU 予算として第一の柱（EAGF）から 364 億ユーロ、第二の柱（EAFRD）から約 73 億ユーロが割り当てられており、これは EU で最大の割当額である。フランスは、第一の柱から第二の柱に 21 億ユーロを振り向けている。EU では第一の柱から第二の柱への移転は 25%まで許容されており、CAP で定められる環境目的（第 6 条第 1 項 e,f,d）を満たすことを目的に利用される場合には更に 15%まで移転が許容されている（第 103 条）。フランスの移転額は約 6%に相当する。

表 II-2-2 フランスの予算額

| | 予算移転前 | | 移転 | | 予算移転後 | |
|-------|----------------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| | 第一の柱 (EAGF) - 直接支払割当 | 第二の柱 (EAFRD) | EAGF→EAFRD | EAGF←EAFRD | 第一の柱 (EAGF) - 直接支払割当 | 第二の柱 (EAFRD) |
| フランス | 36,425,002,685 | 7,297,200,350 | 2,194,242,000 [✓] | | 34,230,760,685 | 10,039,187,350 |
| ドイツ | 24,578,477,295 | 5,461,798,690 | 2,384,112,297 [✓] | | 22,194,364,998 | 8,239,166,987 |
| ポーランド | 15,742,737,762 | 6,600,007,695 | | 1,584,001,848 [✓] | 17,326,739,610 | 4,700,585,847 |

(出所)CAP 戦略計画実施規則(C(2022) 6012 FINAL, C(2022) 8273 FINAL, C(2022) 6018 FINAL) 附属書より作成

²¹ C(2022) 6012 final

2) 2013年CAPとの比較(フランス)

2021年CAPにおけるフランスの第一の柱に関する予算割当は年間73億ユーロとなった。これは直接支払いの平準化によるものであり、フランスの2020年予算と比較して2%の減額に当たる。フランスは第一の柱から第二の柱へ5.49億ユーロ(第一の柱の7.53%に相当)移転することを公表しているため、第一の柱の予算は67億ユーロである。

直接支払いの予算配分のうち、デカップル支払いの予算内訳を2019年予算額と2023年-2027年予算平均値で比較すると、30%の拠出を要求していたグリーンング支払いが25%の拠出を要求するエコスキームに置き換わった影響で、第一の柱における環境関連支払いは減額された一方、基礎的所得支持は増額している。

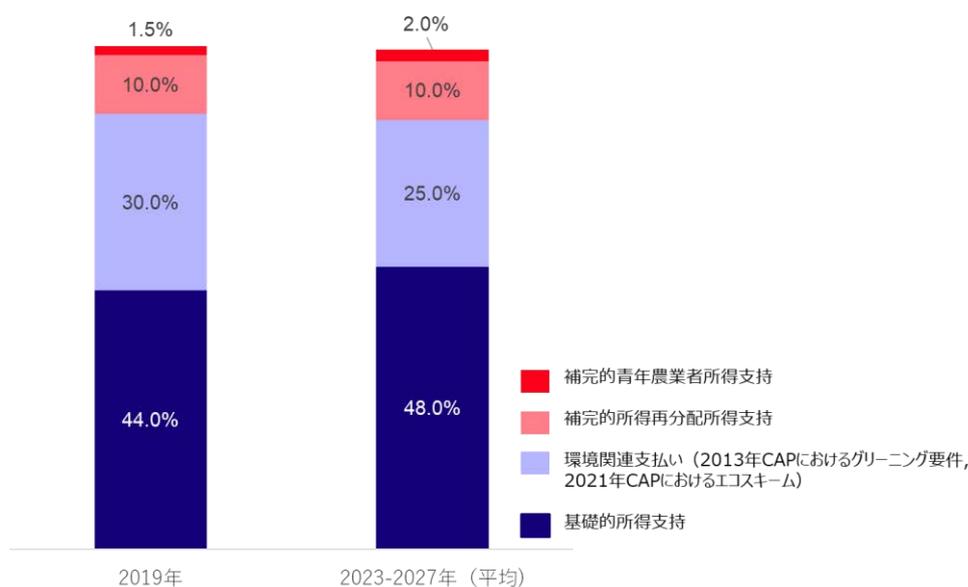


図 II-2-1 フランスにおけるデカップル支払の予算割当の変化

(出所)ブルターニュ農業会議所, "PAC 2023-2027 : LES AIDES DÉCOUPLÉES" (SEPTEMBRE 2022)より作成

カップル所得支持に対しては、第一の柱の15%を歳出する同国の方針は維持されたものの、2027年に向けたたんぱく源作物への支援拡大に伴い、家畜セクターをはじめとするその他のカップル所得支持の比率は減少見通しである。たんぱく源作物に対する支援額は2023年時点では2.3%だが、2027年には3.5%まで増額させることを見込んでいる。

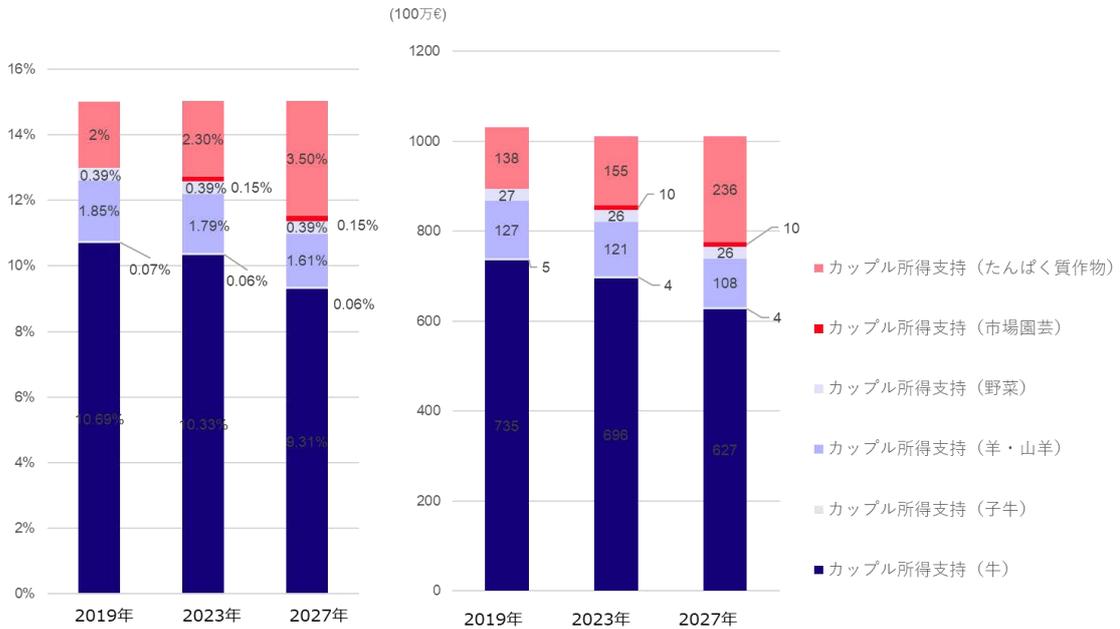


図 II-2-2 フランスにおけるカップル所得支持の内訳の推移

(左図：第一の柱に占める比率、右図：配分額)

(出所)ブルターニュ農業会議所, “PAC 2023-2027 :AIDES COUPLÉES 2023-2027”(SEPTEMBRE 2022)より作成

第二の柱については、2013年CAPでは各地域圏が詳細管理を実施していたが、2021年CAP以降は、面積支払いに関連する環境気候等管理誓約やリスク管理施策等は国が管理し、その他を地域圏が管理する構造へ変更されている。

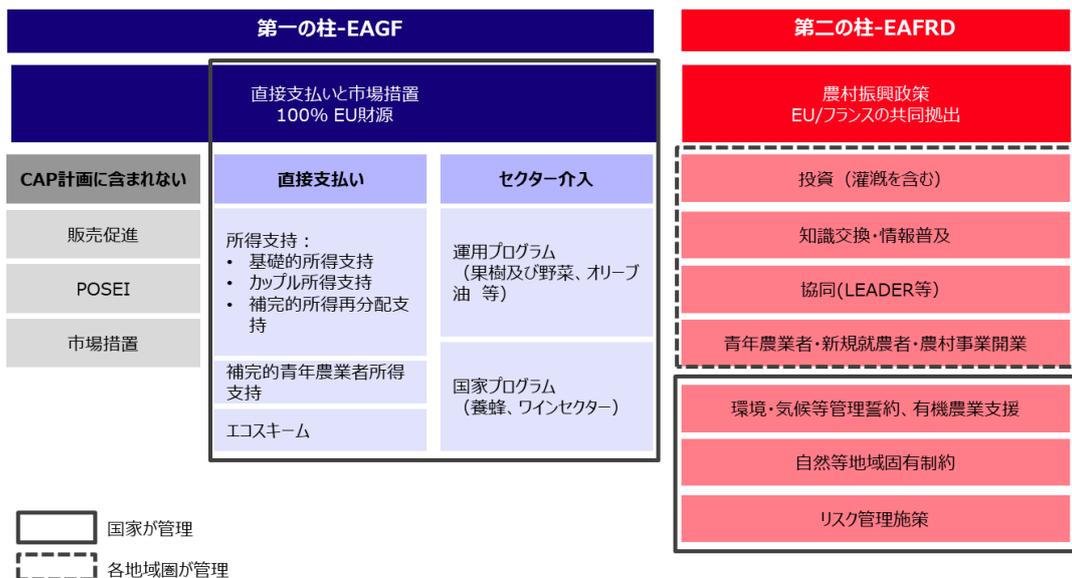


図 II-2-3 フランスCAP戦略計画における国及び各地域圏の管理の範囲

(出所)フランス農業・食料省提供資料より作成

③ 受給要件（フランス）

1) コンディショナリティ

GAEC

フランスにおける GAEC は下表で示すとおり規定されている。

GAEC2 の適用は 2024 年開始を想定している。

GAEC7,8 は、適用開始を 2024 年度まで延期可能とした欧州委員会の決定に倣い、2023 年分の適用免除が 2022 年 8 月に公表された。GAEC7 の 2 つの遵守要件のうち、耕地の 35% における輪作義務は 2023 年分で免除されるものの、他の要件である「少なくとも 2 つの主作物を 4 年間で栽培かつ副作物の栽培」については免除されない。GAEC8 については 2023 年のみ草刈り、放牧、休耕地の耕作（とうもろこし、大豆）が許可される。

後述するエコスキームにおいては、GAEC1,6,7,8,9 の更なる推進に寄与するような制度設計が想定されている。

表 II-2-3 フランスにおける GAEC

| GAEC | 遵守要件 |
|-------|---|
| GAEC1 | 農地に占める永年草地の割合は地域圏レベルで年率を決定。参照年である 2018 年の比率から 5% を超えての減少は原則認められない。 永年草を保有し、コンディショナリティに従い助成を受ける全ての農家が対象 |
| GAEC2 | 湿地と泥炭地の保護は、2024 年から履行開始。コンディショナリティに従い助成を受ける全ての農家が対象 |
| GAEC3 | 切り株、枝、農作物残さの収穫後の焼却が禁止。農地を耕作し、コンディショナリティに従い助成を受ける全ての農家が対象 |
| GAEC4 | 水路沿いの緩衝帯の最小幅は 5m（窒素指令でより広い幅を要求されている場合を除く） 緩衝帯は年間を通じて裸地で合ってはならず、植生被覆を維持。草本、灌木、樹木に覆われている必要がある。認められる草本植物として、純粋なマメ科の草本植物とススキは禁止され、その他国の法令に従う。維持管理のための草刈、放牧は可能。肥料投入は禁止だが、維持管理のためのアルカリ性土壌改良材は投入許可。 GAEC 対象河川の近隣に位置する農地を保有し、コンディショナリティに従い助成を受ける全ての農家が対象。 |
| GAEC5 | 浸水した土壌での作業を禁止。また、12/1-2/15 に傾斜地において傾斜に直角な方向での作業あるいは、傾斜地の底面に 5m の植生帯を設置しない限り傾斜方向の耕作を禁止。 傾斜（フランス本土では 10% 以上）、土壌の種類、土壌被覆（永久作物と耕地）、気候の基準を用いて、特定された危険区域にある全ての農家。また、耕地及び永年作物を生育しており、コンディショナリティに従い助成を受ける全ての農家が対象。 |
| GAEC6 | 脆弱な地域にある耕地では、国家硝酸塩行動計画で定められた対策、ないし地方県令が適用され、長期栽培においては最低 2 か月間植物を被覆する義務がある。許可される被覆資材は、各地方圏で規定 脆弱な地域外では、9/1-11/30 の 6 週間の植生被覆を要求。コンディショナリティに従い、助成を受ける全ての農家が対象 |

| | |
|-------|--|
| GAEC7 | <p>輪作実施については、2段階のレベルで測定される。</p> <p>① 農場レベルで、作付面積の35%が年間を通じて耕作されていること、前年と異なる主作物を栽培していること、又は冬期被覆が実施されていること。</p> <p>② 4年間で少なくとも2つの主作物を栽培し、副作物を生育していること（2025年以降要求。区画レベルでとうもろこしの植え付けをしている区画を除く）</p> <p>一時的な草地と休耕地以外の耕地を保有し、コンディショナリティに従い助成を受ける全農家（一部を除く）</p> |
| GAEC8 | <p>3つの要件を要求。</p> <p>① 地形的特徴を維持する</p> <p>② 耕地のうち、生物多様性に配慮した土地に占める割合：アグロエコロジーインフラストラクチャ（EAI）と休耕地に最低4%、又はアグロエコロジーインフラストラクチャ（EAI）と休耕地、盗作、窒素固定作物に最低7%（うちアグロエコロジーインフラストラクチャ（EAI）と休耕地に3%）を充当していること。従うべき手続きは、報告時に事業者が選択するものとする。</p> <p>③ 3月16日から8月15日までの鳥類の営巣・繁殖期間中（又は海外県では現地の動物相に合わせた期間）は、樹木の大きさや伐採を禁止する。</p> <p>管理義務が要求されるのは、幅10m以下の生垣、50エーカー以下の木立である。コンディショナリティに従い、助成を受ける全農家が対象</p> |
| GAEC9 | <p>繊細な草原は厳重に維持されなければならない。耕作、他の地表カテゴリや非農業地域への転換することは禁止。影響を受けやすい草原を回復するための土壌改良作業のみが許可。</p> <p>影響を受けやすい草原として指定されている地域：</p> <ul style="list-style-type: none"> - Natura2000で指定された区画に含まれる牧草地 - Natura2000の一部であり、生物多様性が豊かな永久草原 |

（出所）フランス食料・農業省、「PLAN STRATÉGIQUE NATIONAL DE LA PAC 2023-2027」より作成

社会的コンディショナリティの動向

2021年CAPより新たに課せられた社会的コンディショナリティは、フランスでは初年度の2023年度からの適用開始を想定している。